各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　　御 中

← 厚生労働省　老健局老人保健課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について

計１２枚（本紙を除く）

Vol.１４０５

令和７年７月22日

厚生労働省老健局老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内線３９４４、３９４５）
FAX：03-3595-4010

事　務　連　絡
令和７年７月 22 日

各｛都道府県介護保険主管課（室）
　｜市町村介護保険担当課（室）｝御中
　｜介　護　保　険　関　係　団　体
　｛

厚生労働省老健局老 人 保 健 課
介護保険計画課
高 齢 者 支 援 課

介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について

介護保険行政の円滑な実施につきまして、日頃からご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護情報基盤については、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和５年６月２日医療 DX 推進本部決定。別添１）を踏まえ、令和８年度以降の具体的なスケジュール等について、社会保障審議会介護保険部会において議論を進めてまいりました。

今般、同部会において、今後の具体的なスケジュールや、介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合の方針について了承されたことを踏まえ、介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援の内容とあわせて、下記のとおりお示しすることといたしました。

つきましては、内容についてご了知の上、都道府県及び市町村におかれましては、貴管内の介護事業者等に対して周知をお願いいたします。また、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．今後のスケジュール（別添１から別添３まで）

○　介護情報基盤については、「医療DXの推進に関する工程表」（別添１）を踏まえ、令和８年度以降の具体的なスケジュール等について、社会保障審議会介護保険部会において、本年２月に全国の市町村に対し実施したアンケート調査結果（別添２）等に鑑みつつ議論を行ってまいりました。

○　当該議論を踏まえ、

- 令和８年４月１日以降、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応（※）が完了した市町村から、順次、介護保険システムから介護情報基盤へのデータ移行、介護情報基盤経由での情報共有を開始する
- 令和 10 年４月１日までに、全市町村において、介護保険システムから介護情報基盤へのデータ移行も含めて完了し、介護情報基盤の活用を開始することを目指す

というスケジュールで、今後各自治体において必要な対応を進めていただく予定です（別添３）。なお、各自治体において対応が必要な事項の詳細については、今夏に開催予定の自治体向け説明会等で、改めてお示しする予定です。

※　各市町村の介護保険システムにおける、介護情報基盤へ連携するための機能要件を含めた標準準拠システムへの移行（介護保険システムの標準仕様書【第 4.0 版】への適合）

２．介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（別添４から別添７まで）

○　介護情報基盤は、利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関等の関係者による利用者に関する介護情報等（介護保険被保険者証等情報、要介護認定情報等）の電子的閲覧を可能とするものであり、当該情報基盤の活用により、業務の効率化や介護サービスの質の向上が期待されます。

○　介護事業所が介護情報等の電子的閲覧等を行う際には、インターネットに接続している端末において、介護保険資格確認等 WEB サービス（以下「介護 WEB サービス」という。）をご利用いただきます。（介護サービスを提供している医療機関についても同様。）

　また、主治医意見書を作成する医療機関が、介護 WEB サービスで主治医意見書の作成・送信を行うことも可能です。

○　介護事業所や医療機関において、介護 WEB サービスを利用するためには、

- 介護事業所等の認証や、利用する端末ごとのセキュリティの確保に必要なクライアント証明書の利用端末への導入
- 介護 WEB サービスの初期設定等の利用端末の環境設定
- カードリーダーの導入

等が必要となることから、当該介護事業所等への支援策を講じることとしています。

○　また、医療機関において、現在主治医意見書を記載している、オンライン資格確認等システムに接続されている電子カルテや文書作成ソフト等から、介護情報基盤経由で主治医意見書の作成・送信を行うことも可能としています。その場合は電子カルテや文書作成ソフト等の改修が必要となることから、当該医療機関への支援策を講じることとしています。

○　申請は、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）において新たに設置する介護情報基盤のポータルサイト経由で受け付け、国保中央会経由で補助を実施することを予定しています。申請期間等の詳細については、確定次第改めて周知いたします。

３．介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合（別添８及び別添９）

○　令和７年６月 30 日開催の社会保障審議会介護保険部会における議論を踏まえ、介護事業所において現在利用されている「ケアプランデータ連携システム」について、介護情報基盤と介護保険資格確認等 Web サービスにケアプランデータ連携機能

として統合（以下「システム統合」という。）する方針で検討を進めることとなりました。

○　このシステム統合により、介護事業所は、介護保険資格確認等 Web サービス上で一元的に介護情報にアクセスできるようになり、介護関係者の業務が効率化されるとともに、介護事業所間の連携強化や情報共有が進むことで、ケアの質の向上にもつながることが期待されます。

○　システム統合の時期や必要な手続等の詳細については、確定次第改めて周知いたします。

○　現在ケアプランデータ連携システムを利用している介護事業所におかれましては、システム統合までの期間、引き続き現行のシステムをご利用いただくことが可能です。また、今後のシステム統合の際には、統合前にケアプランデータ連携システムを利用している介護事業所においてもより使いやすいシステムとなるよう、円滑なシステム統合に努めるとともに、システム統合までの間においても、ケアプランデータ連携システムによる介護事業所の業務負担軽減等を実現すべく、引き続きケアプランデータ連携システムの普及に努めてまいります。

【別添一覧】

・別添１：「医療 DX の推進に関する工程表」における介護情報基盤関連の記載
・別添２：介護情報基盤の整備に向けた自治体向けアンケート調査結果（令和７年２月実施）（第 118 回社会保障審議会介護保険部会資料）
・別添３：今後のスケジュール（第 122 回社会保障審議会介護保険部会資料）
・別添４：介護事業者、医療機関向け：介護情報基盤の活用に必要な準備等
・別添５：介護情報基盤の活用により想定されるメリット・活用イメージ（第 122 回社会保障審議会介護保険部会資料）
・別添６：介護保険資格確認等 WEB サービス（概要）
・別添７：介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）
・別添８：介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合のメリット（第 122 回社会保障審議会介護保険部会資料）
・別添９：介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合（イメージ）（第122回社会保障審議会介護保険部会資料）

別添１

「医療DXの推進に関する工程表」における介護情報基盤関連の記載

「医療DXの推進に関する工程表」（令和５年６月２日医療DX推進本部決定）において、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」の構築に向けた取組として、介護情報の共有について、「令和８年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく」とされている。

全国医療情報プラットフォームの構築

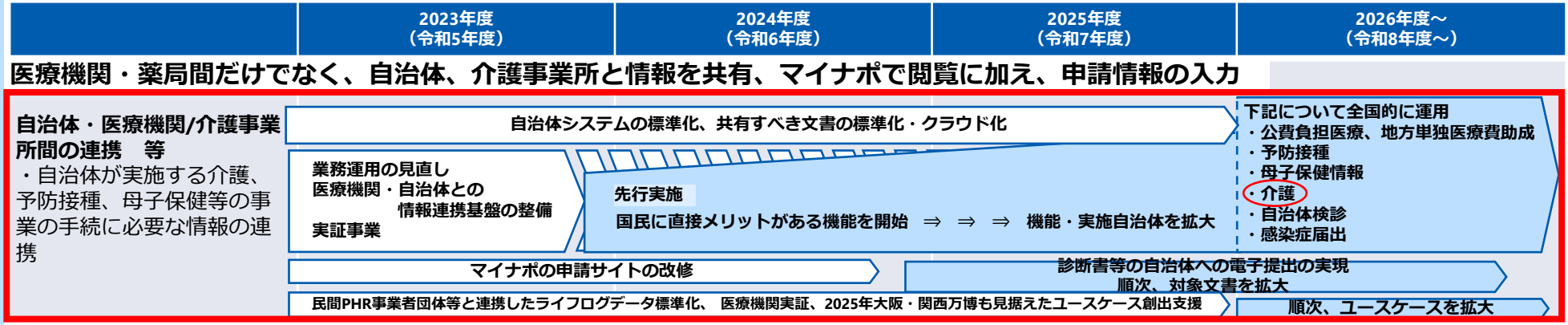

Ⅲ　具体的な施策及び到達点

（２）全国医療情報プラットフォームの構築

オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。

（中略）

介護事業所が保有する介護現場で発生する情報についても、介護事業所・医療機関等で情報を共有できる基盤を構築する。また、全国医療情報プラットフォームに情報を提供するそれぞれの主体（医療保険者、医療機関・薬局、自治体、介護事業者等）について、そこで共有される保健・医療・介護に関する情報を、自身の事業のため、さらにどのような活用をすることが可能かについても検討する。

（中略）

②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

・・・介護情報については、2023年度中に共有すべき情報の検討や、業務の要件定義、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行い、2024年度からシステム開発を行った上で希望する自治体において先行実施し、2026年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく。

介護情報基盤の整備に向けた自治体向けアンケート調査結果（令和７年２月実施）

別添２

社会保障審議会
介護保険部会（第118回）
令和７年３月17日

資料２

○　介護情報基盤の整備に係るスケジュールの検討に当たり、各市町村の介護保険事務システムにおける、介護情報基盤へ連携するための機能要件を含めた標準準拠システムへの移行に係る対応状況等について把握するため、**全国の市町村に対するアンケート調査を実施**（令和７年２月４日～14日）。３月７日時点で、1741団体のうち、1733団体（約99%※）から回答を受領。
※政令指定都市・23区：100%、中核市：100%、その他：約99%

○　介護情報基盤へ連携するための機能要件も含めた標準準拠システムへの移行に関し、**令和７年度末までの移行が困難と回答した団体は半数を超えており**、**人口規模が大きい自治体で移行困難と回答する割合が高くなっている**。

○　移行予定時期について有効回答のあった1599団体のうち、**令和８年度までに移行予定の団体は約66%、令和９年度までに移行予定の団体は約97%、令和10年度以降に移行予定の団体は約３%**であり、**人口規模が大きい自治体で移行予定時期が遅くなる傾向にある**。

①介護情報基盤へ連携するための機能要件も含めた標準準拠システムへの移行に関し、令和７年度末までの移行　※回答のあった1733団体を分母とした割合。

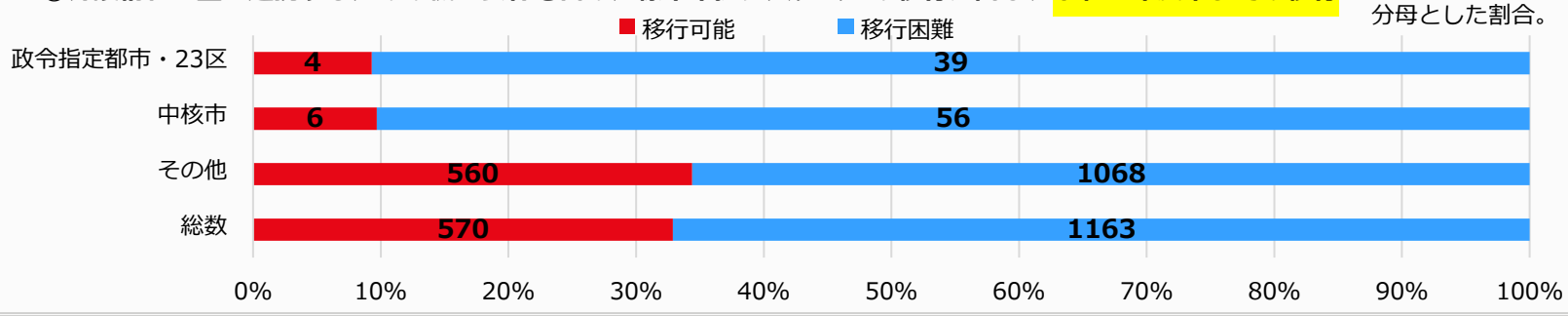

②介護情報基盤へ連携するための機能要件も含めた標準準拠システムへの移行を予定している時期　※「調整中」「未定」等と回答している134団体を除いた1599団体を分母とした割合。

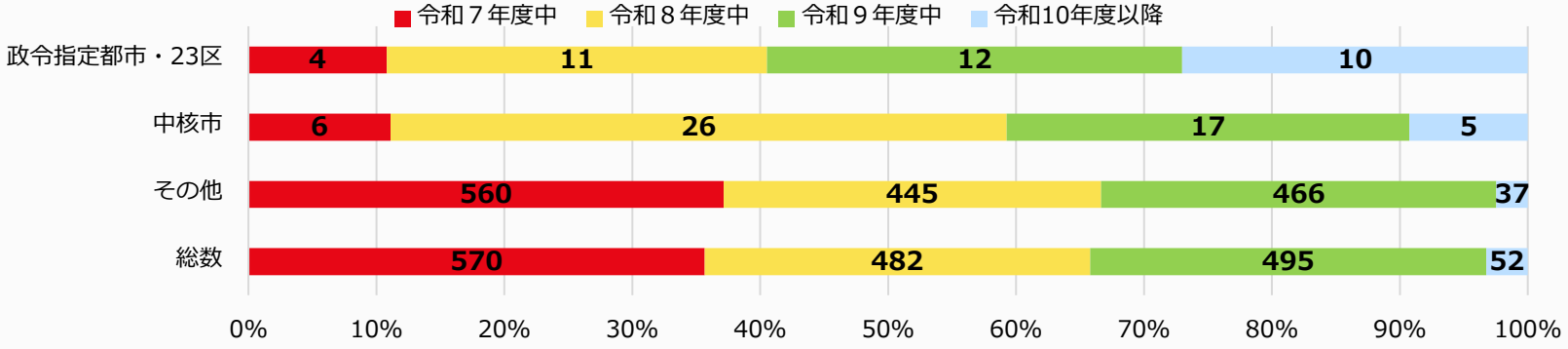

社会保障審議会
介護保険部会（第122回）
令和７年６月30日
資料３

今後のスケジュール（案）

- 市町村が介護情報基盤を活用するためには、原則、①各市町村において介護保険事務システムの標準化対応を行うとともに、②介護情報基盤へデータ送信するための介護保険事務システムの改修を行った上で、③介護保険事務システムから介護情報基盤へのデータ移行が必要。
  介護情報基盤との連携を含めた介護保険事務システムの標準化対応（①②）が完了した市町村においては、令和８年度以降順次介護情報基盤へのデータ送信を開始し、データ移行（③）が完了した市町村から、順次介護情報基盤経由での情報共有を開始していく。
- 自治体向けアンケート調査によれば、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応を令和９年度中に完了予定の自治体が約９割あること等を踏まえ、**全市町村において、令和10年４月１日までに、介護保険事務システムから介護情報基盤へのデータ移行も含めて完了し、介護情報基盤の活用を開始することを目指して、各関係者が介護情報基盤の活用に必要な対応を進めていくこととしてはどうか**。

※　アンケート調査によれば令和８年度中に過半数の自治体が介護情報基盤との連携を含めた標準化対応を完了予定であること、介護情報基盤へのデータ移行に一定期間を要することに留意しつつ、令和10年４月１日から全市町村が介護情報基盤の活用を開始できる適切な時期に、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応の適合基準日を設定する必要がある。その上で、当該適合基準日については、標準化対応（①）の内容全般やそれに伴う自治体システムベンダの対応状況等を踏まえた検討が必要であるため、標準化対応全般を議論する介護保険システム等標準化検討会において議論する。

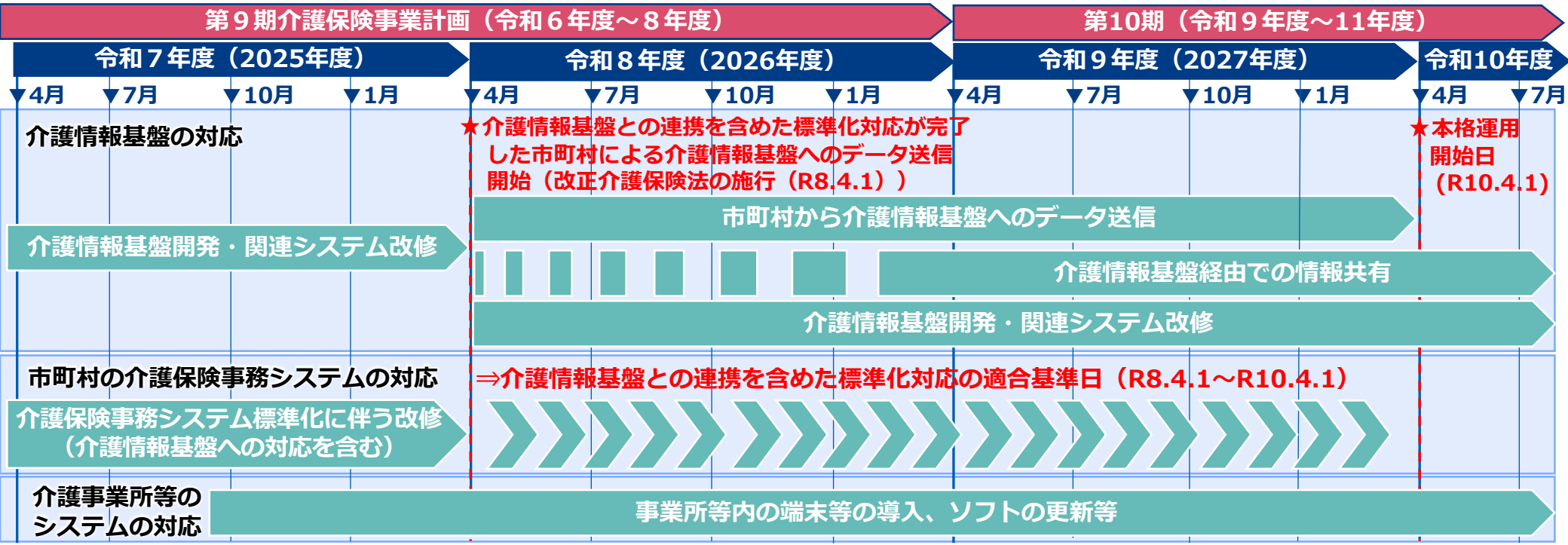

介護事業者、医療機関向け：介護情報基盤の活用に必要な準備等

実現すること

○介護保険被保険者証等情報（限度額認定証、負担割合証を含む）、要介護認定情報（ケアプラン作成時に利用している情報）、要介護認定申請の進捗状況情報等の情報を、オンラインで電子的に確認することが可能になります。

○主治医意見書について、自治体宛てに電子的に送付することが可能になります。

期待される効果

※詳細は別添５参照

○介護情報基盤の活用により、これまで紙でやり取りしていた情報が電子で共有されることで、職員の負担軽減や情報共有の迅速化など、業務の効率化が図られます。
（例：要介護認定申請の進捗状況について、市町村への電話等での問い合わせが不要となる、ケアプラン作成に必要な要介護認定情報の提供を市町村へ依頼する手続きや、市町村窓口・郵送での受取が不要となる　など）

○主治医意見書について、市町村への郵送が不要となり、業務負担が軽減されます。

ご準備いただくこと

※支援策については別添７参照

○介護WEBサービスを利用するためには、現在インターネットに接続して使用しているパソコンやタブレットに、専用の電子証明書（クライアント証明書）のダウンロードが必要です。

○そのほか、マイナンバーカードで利用者の本人確認を行う際に用いるカードリーダーの導入や、介護WEBサービスを利用する端末への専用アプリケーションのダウンロード、介護WEBサービスの初期設定等の利用端末の環境設定等が必要です。

○医療機関が、電子カルテや文書作成ソフト等から、介護情報基盤経由で主治医意見書の作成・送信を行う場合は、電子カルテや文書作成ソフト等の改修が必要です。

別添５

介護情報基盤の活用により想定されるメリット・活用イメージ

社会保障審議会
介護保険部会（第122回）
令和７年６月30日

資料３

利用者・家族

・関係者間での要介護認定に必要な書類等のやりとりがスムーズになり、**要介護認定に要する期間が短縮**される。
・サービス利用時における複数の証の提示が簡素化されることで、**複数の証を管理・提示する負担が軽減**される。
・自身の介護情報を確認できるため主体的な介護サービスの選択等につながるとともに、事業所間や多職種間の連携が強化され、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、**介護サービスの質の向上が期待**できる。

保険者（市町村）

・要介護認定申請の進捗状況や、ケアプラン作成等に必要な要介護認定情報について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**市町村への電話や窓口での進捗状況の確認への対応や、ケアプラン作成等に必要な要介護認定情報の窓口・郵送での提供が不要**となり、**業務負担の軽減や印刷・郵送コストの削減が可能**となる。
・主治医意見書について、医療機関から電子的に送付され、介護保険事務システムで取得可能となるため、**要介護認定事務の迅速化や文書管理コストの削減が可能**となる。

介護事業所・ケアマネジャー

・要介護認定申請の進捗状況について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**市町村への電話等での問い合わせが不要**となり、**業務の効率化**につながる。
・ケアプラン作成に必要な要介護認定情報をケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**情報提供を市町村へ依頼する手続きや市町村窓口・郵送での受取が不要**となり、**迅速なケアプランの作成が可能**となる。
・電子による資格情報の確認が可能となることで、**サービス提供時の証の確認等にかかる業務負担が軽減**される。
・介護情報基盤を活用することで、利用者の情報を事業所間や多職種間で共有・活用しやすくなり、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、提供する**介護サービスの質の向上が期待**できる。

医療機関

・**主治医意見書について、市町村への電子的提出が可能**となることで、**郵送が不要となり、業務負担が軽減**される。
また、過去の主治医意見書の閲覧が可能となる。
・ケアプランやLIFE等の情報の活用により、**利用者の生活に関する情報や必要な医学的管理の情報の把握が可能**となる。

介護情報基盤の活用イメージ

別添６

介護保険資格確認等WEBサービス（概要）

- 介護保険資格確認等WEBサービスとは、**介護事業所等の職員が、介護事業所等のインターネットに接続した端末上で、介護情報基盤に格納されている介護情報等の閲覧や、介護情報基盤を経由した情報のやり取り等を行う**ために利用するWEBサービス。
- 介護事業所等においてサービス提供をしている利用者の本人確認をWEBサービス上で行い、本人確認を行った利用者の担当事業所である旨を介護情報基盤に登録することで、当該利用者の情報の閲覧等が可能となる。

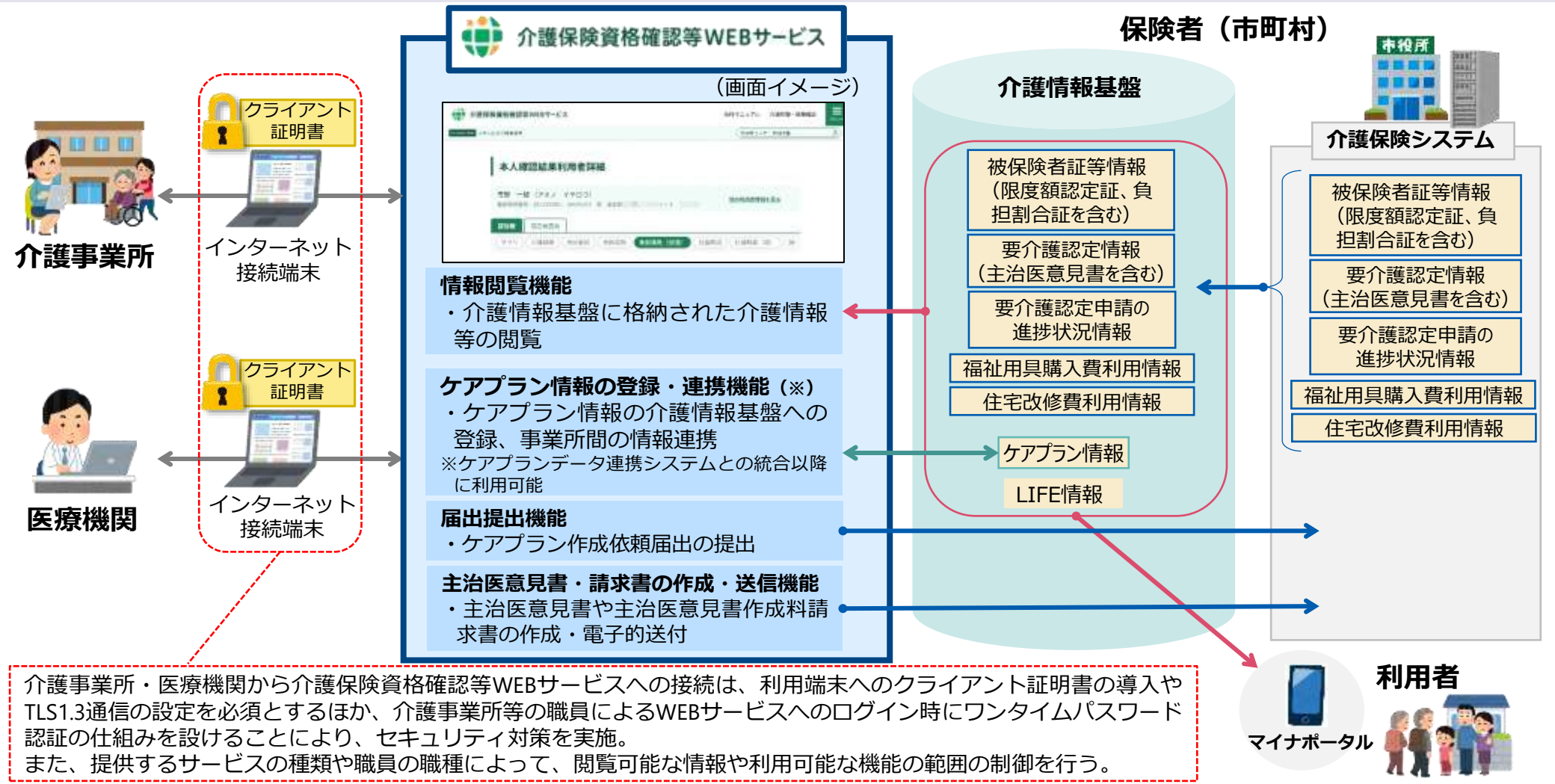

介護事業所・医療機関から介護保険資格確認等WEBサービスへの接続は、利用端末へのクライアント証明書の導入やTLS1.3通信の設定を必須とするほか、介護事業所等の職員によるWEBサービスへのログイン時にワンタイムパスワード認証の仕組みを設けることにより、セキュリティ対策を実施。
また、提供するサービスの種類や職員の職種によって、閲覧可能な情報や利用可能な機能の範囲の制御を行う。

介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

別添７

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

１．助成対象経費

①カードリーダーの購入経費　　②介護情報基盤との接続サポート等経費（※）

※　介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、 介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要となる端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

２．助成限度額等

１．対象（介護サービス種別）	２．カードリーダーの助成限度台数	３．助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	３台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	２台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	１台まで	助成限度額は4.2万円まで

※　①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

１．助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※　保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

２．助成限度額等

１．対象	２．補助率	３．助成限度額
200床以上の病院	１／２	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院または診療所	３／４	助成限度額は39.8万円まで

申請・補助方法

今後公開する国民健康保険中央会のポータルサイト経由での申請受付、国民健康保険中央会経由での補助を予定しています。詳細は確定次第周知します。

介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合のメリット

社会保障審議会
介護保険部会（第122回）
令和７年６月30日
資料３

○　介護情報基盤において、事業所におけるケアプラン情報を蓄積（登録・収集）し、利用者、関係事業者、医療機関、自治体が電子的に閲覧することで、業務が効率化され、利用者に提供するサービスの質の向上が図られる。
　また、ケアプランデータ連携システムについても、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所の間のケアプラン情報の共有が電子的に行われる機能により、業務負担の軽減が図られる。

○　ケアプラン情報に関し、これらの機能の双方が必要である中、介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの関係の整理が必要。併存させる場合には以下の課題があり、機能を統合することで以下のメリットがある。

（※）これらのメリットを踏まえ、より多くの事業所においてケアプランデータ連携機能の利用促進が進めば、事業所間の連携強化や情報共有が進み、利用者のニーズに沿ったケアプランが作成され、サービスの質の向上につながる。

併存する場合の課題	統合する場合のメリット
○介護事業所が介護情報基盤とケアプランデータ連携システムにアクセスする際に、システム間を行き来する必要があり、手間がかかる。	○介護情報基盤のWEBサービス上でケアプラン情報の閲覧、蓄積、データ連携を行うこととすれば、事業所は一元的に運用管理でき、利便性が向上する。 ※介護事業所の全てのPC等でアクセス可能
○介護情報基盤とケアプランデータ連携システム２つのシステムの運用保守が必要になり、ランニングコスト等が二重にかかる。	○運用保守が必要なシステムが介護情報基盤に一本化されるため、ランニングコスト等の軽減が見込まれる。
○ケアプランデータ連携システムはその普及に課題。介護情報基盤の事業所に向けた普及促進策を今後講じていく中で、それとは別途の普及策を検討していく必要がある。	○介護情報基盤にケアプランデータ連携機能を統合することで、事業者等に向けた普及促進策を一体的に実施。これにより、相互利用が促される。

介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合（イメージ）

社会保障審議会
介護保険部会（第122回）
令和７年６月30日
資料３

○　介護情報基盤とケアプランデータ連携機能について、統合して一体的に運用することで、①事業者における利便性が向上すること、②ランニングコストの軽減が見込まれること、③事業者等に向けた普及促進が図られることから、**介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合することとしてはどうか**。

既存のケアプランデータ連携システム

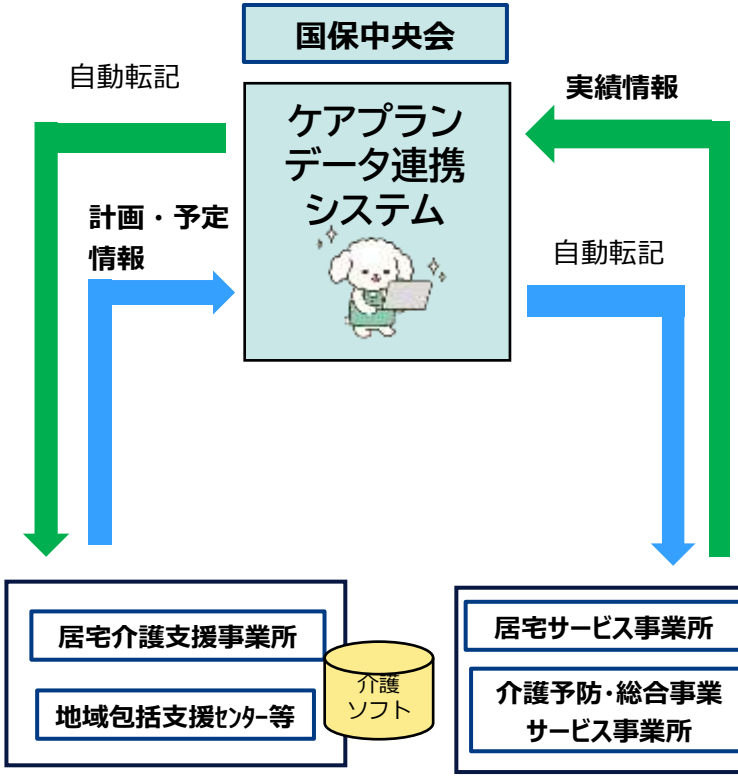
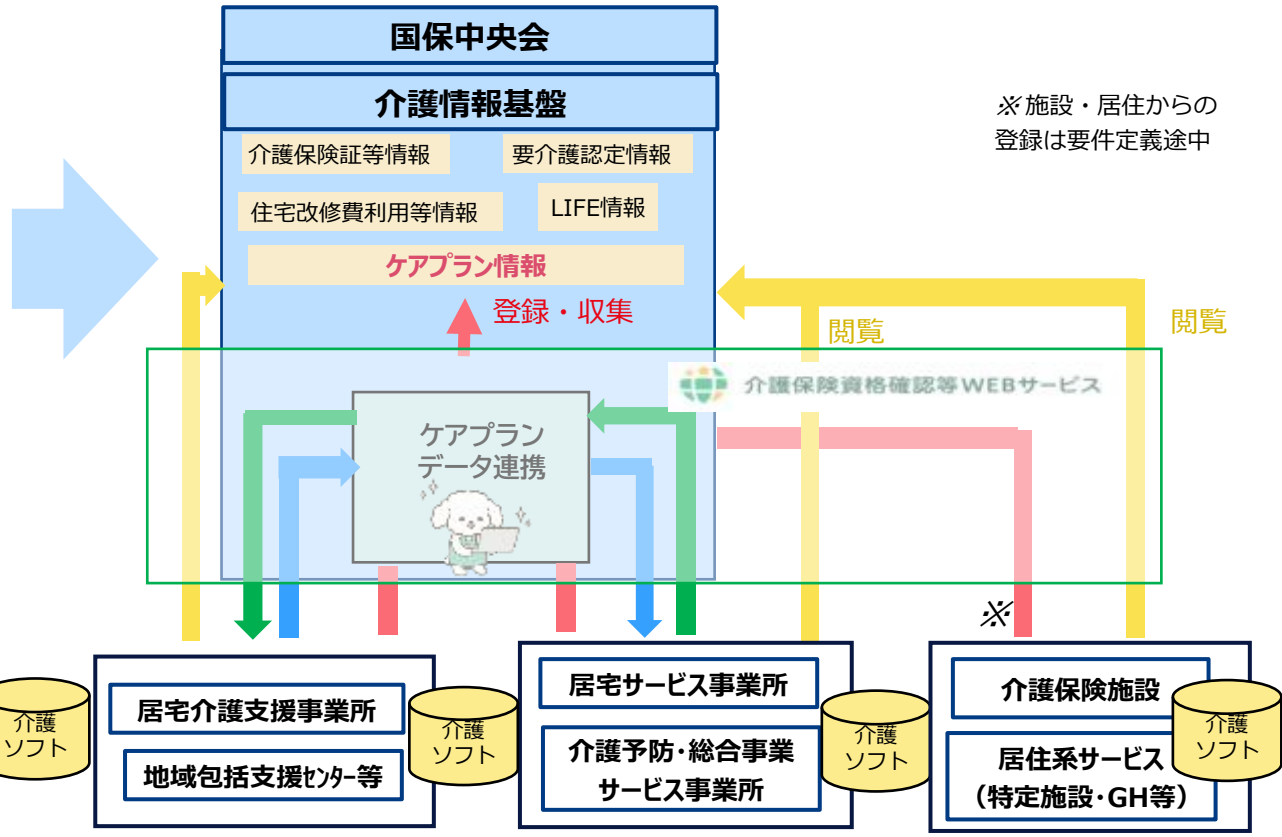
介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合する場合